



2026 年 9 月 30 日

各 位

上場会社名 株式会社ジェリービーンズグループ
(東証グロース・コード 3070)
本社所在地 東京都中央区勝どき三丁目 13 番 1 号
代 表 者 代表取締役社長 宮 崎 明
問 合 せ 先 取締役 I R 広報室長 林 光
電 話 番 号 (03) 4570-6139
(URL <https://www.jelly-beans-group.co.jp/>)

資金流出事案に関する調査結果の公表及び再発防止策に関するお知らせ

当社は、2026 年 6 月 11 日付「資金流出事案の発生に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、不正な送金指示に起因する資金流出事案（以下、「本事案」）が発生いたしました。また、2026 年 7 月 9 日付「調査委員会設置に関するお知らせ」にて公表したとおり、調査委員会（以下、「本委員会」）を設置し、本事案に関する調査（以下、「本調査」）を依頼し、2026 年 9 月 29 日付「資金流出事案に関する調査報告書の受領に関するお知らせ」のとおり、調査報告書を受領しました。

このたび、本委員会より受領した調査報告書及び再発防止策につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本調査の概要

2026 年 6 月 3 日、当社役職員を装った第三者による不正な送金指示が行われ、当社従業員が当該指示に基づき、当社口座から外部口座へ 4,500 万円の振込みを行いました。本事案を受け、当社は、事実関係の調査、原因の究明及び再発防止策の提言を目的として本委員会を設置し、調査を依頼いたしました。本委員会は、客観性を確保したうえで本調査を遂行するため、外部のデジタルフォレンジック専門会社及び弁護士の助言を受けて調査を実施しております。

本調査の調査報告書につきまして、2026 年 9 月 29 日付「資金流出事案に関する調査報告書の受領に関するお知らせ」のとおり、本委員会から受領しております。

2. 本調査の結果概要

当社の社内関係者の不正関与は認められず、本委員会は本事案が外部からのソーシャルエンジニアリング型詐欺被害であると判断しております。

また、情報漏洩等の可能性に関する検証結果として、顧客情報、人事情報、会計ソフト等の重要ファイルが外部へアップロードや持ち出された形跡は確認されませんでした。

これらの結果より本委員会は、本事案における当社の被害が 4,500 万円の資金流出に限定されていると判断いたしました。

3. 調査報告書の公表

本委員会から受領した調査報告書の内容につきましては、別添の「調査報告書（要約版）」をご覧ください。

なお、当該報告書につきましては、個人情報及び機密情報の保護の観点から、部分的な非開示措置・匿名化を施しております。

4. 業績への影響

2026 年 9 月 10 日付「特別損失の発生のお知らせ」にて公表しましたとおり、監査法人との協議の結果、本事案の資金流出額を送金詐欺損失として 4,500 万円計上いたしました。

5. 再発防止策について

本送金指示への対応、業務フローに係る内部統制及び組織的・環境的要因について分析した結果、本件被害の背景には、内部統制体制及び情報セキュリティに関する取組みに改善すべき点があったものと認識しております。

当社は、2026年6月19日付で公表した再発防止策を実施してまいりましたが、本委員会による調査結果及び提言を踏まえ、これらの取組みをさらに強化・具体化し、以下の対策を継続的に実施してまいります。

(1) 資金移動に係る内部統制の強化

振込データの作成・承認権限の分離をシステム上も徹底するとともに、支払証憑・社内決裁との照合、例外的な先行送金の手続及び新規取引先の登録・確認手続を明確化し、資金移動に係る管理体制を強化します。

(2) 送金指示に係る連絡手段の明確化

振込や口座変更等の資金移動に関する指示は、会社が指定する正規の連絡手段に限定し、それ以外の手段で指示を受けた場合には、正規の連絡手段による再確認を徹底します。

(3) 情報セキュリティ対策の強化

メールの送信ドメイン認証等の技術的対策を拡充するとともに、私用端末の業務利用及び業務上のコミュニケーションツールに関する社内ルールを整備し、情報セキュリティ管理を強化します。

(4) コンプライアンス教育・啓発の強化

セキュリティ、決裁・送金手続等の研修を充実させ、定期的な注意喚起や訓練を実施し、コンプライアンス及びリスク管理意識の向上を図ります。

(5) 緊急時等における連絡・決裁体制の整備

災害や在宅勤務等の対面での確認が困難な状況においても、重要な指示に係る確認・承認手続が適切に機能するよう、緊急時の連絡及び決裁フローを整備します。

(6) 管理体制・モニタリング・監査機能の強化

内部監査部門による資金移動プロセスの監査及び監査役会によるIT・資金管理に係る内部統制の定期モニタリング体制を強化します。

6. 株主・関係者の皆様へ

このたびは、本事案の発生により、株主の皆様をはじめ、お取引先その他の関係者の皆様に多大なるご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

当社は、本事案を真摯に受け止め、上記の再発防止策を着実に実施するとともに、その実効性を継続的に検証し、内部管理体制及び情報セキュリティ体制の一層の強化に取り組んでまいります。これらの取組みを通じて、皆様からの信頼回復に努めてまいります。

以上

2026 年 9 月 30 日

株式会社ジェリービーンズグループ取締役会 御中

調査報告書

株式会社ジェリービーンズグループ
調査委員会

第 1 当委員会及び本調査の概要

第 1 節 本調査に至る経緯

株式会社ジェリービーンズグループ（以下「JBG 社」という）は、2026 年 6 月 2 日から同月 3 日にかけて、JBG 社の取締役会長及び代表取締役社長を名乗る第三者により電子メール及び LINE グループを介した不正な送金指示（以下「**本送金指示**」という）がなされ、これを正当な指示と誤信した JBG 社従業員が、4,500 万円を外部の銀行口座へ送金したこと（以下「**本事案**」という）を確認した。

JBG 社は、本事案の判明後、警察に被害を相談し、送金先の銀行口座の凍結を要請するとともに、送金元の金融機関に対して組戻しを依頼する等、被害回復のための措置を実施した。その後、本事案に対応した JBG 社従業員に対し、社内ではアリングを実施し、同月 11 日に「資金流出事案の発生に関するお知らせ」を開示したのち、本事案の解明及び原因分析並びに再発防止策の策定を行うため、監査役及び外部専門家から構成される調査委員会（以下「**当委員会**」という）を設置し、事実関係の調査（以下「**本調査**」という）を開始した。

第 2 節 本調査の目的

本調査の目的は、以下のとおりである。

- ・ 本事案に関する事実関係（本事案に至る経緯、本送金指示の構造、内部関係者の関与の有無）の調査
- ・ 損害額の確定及び被害回復可能性の検証
- ・ JBG 社のコーポレート・ガバナンス、内部統制及び情報セキュリティ体制における欠陥の調査並びに本事案が生じた原因の分析
- ・ 再発防止に向けた実効性のある具体的提言

第 3 節 本調査の体制及び手法

当委員会は、以下 1 名の常勤監査役、2 名の社外監査役及び 1 名の外部弁護士により構成される。

委員長： 馬場 崇暢（JBG 社常勤監査役）
委 員： 小峰 孝史（JBG 社社外監査役、弁護士）
委 員： 清水 和也（JBG 社社外監査役）
委 員： 岡本 健太郎（弁護士、骨董通り法律事務所）

当委員会は、JBG 社の監査役及び外部専門家で構成される特別調査委員会であり、日本弁護士連合会が策定した「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（2010 年 12 月 17 日改訂）の趣旨及び精神に照らし、可能な限り調査の中立性・客観性の確保に努め、外部のデジタルフォレンジック専門会社¹（株式会社エルテス）及び弁護士（骨董通り法律事務所 弁護士 寺内 康介／小松 由季）の助言を受けて調査を実施した。

第 4 節 本調査の対象

本事案が発生した 2026 年 6 月 2 日から 6 月 11 日を主たる対象期間としたが、昨今の類似事案の存否、及び本事案発生前の JBG 社の管理体制（2025 年 3 月～2026 年 5 月）を調査対象期間に含め、JBG 社管理本部（総務部、財務経理部及び情報システム部）並びに JBG 社取締役会を調査対象部門とした。

第 5 節 本調査の手法

1 調査方法

(1) JBG 社提出資料の精査

- ・ 取締役会議事録、経理規程、稟議規程（別表「職務権限表」を含む）、就業規則等の社内規程、銀行振込関連資料、及び本事案に関わる社内報告資料等の精査。
- ・ 電子メール、LINE グループにおけるやりとりのスクリーンショット及びテキストログ、並びに社内グループウェア（サイボウズ）上のコミュニケーションログの照合・検証。
- ・ 送金元の銀行口座における送金実行履歴、組戻し手続の記録、送金先銀行口座の情報、及び過去の送金手続実態との照合・精査。

(2) 関係者ヒアリングの実施

本事案の発覚直後に JBG 社が初期対応として行ったヒアリングとは別に、当委員会の主導により、本事案に関与した JBG 社従業員（管理本部長、総務部部长及び総務部課長）に対し、録音の下で詳細な聞き取りを実施した。

2 調査の限界及び特記事項

本調査は、関係者らの任意の協力に基づくものである。このため、本調査及び本報告書には、以下の限界及び前提条件が存在する。

- ・ JBG 社から提出された関係資料が、すべて真正かつ完全なものであることを前提とすること。
- ・ JBG 社従業員らの私用又は社用携帯及び LINE アカウントに対する解析並びに関係者へのヒアリングが任意の協力の範囲に留まること。
- ・ 本事案に関与した従業員の 1 名が 2026 年 8 月末日をもって JBG 社を退職しており、退職後における追加のヒアリングその他の継続的な調査協力に一定の制約が存すること。
- ・ 捜査機関の捜査進展に伴う新たな事実が判明する可能性があること。
- ・ 本調査は、事実解明、原因分析及び再発防止策の提言を目的とするものであり、第三者

¹ なお、同社による調査は、専用のデジタルフォレンジックツール（イメージング機器、解析ソフトウェア等）を使用せず、目視及び通常の操作範囲内において確認できる情報のみを対象として実施された。

に対する法的責任の判断、投資判断の根拠とされることを予定していないこと。

第2 本事案に関する認定事実

第1節 認定事実

当委員会が JBG 社提出資料及びヒアリング対象者の供述に基づき認定した事実は、以下のとおりである。

1 SPAM メールの受信（2026 年 6 月 2 日午後 3 時 1 分）

JBG 社の取締役会長である立川 光昭氏（以下「立川会長」という）を名乗る第三者より、お問い合わせ窓口として一般公開されているメールアドレス宛てに、業務連絡の効率化を名目として「個人の LINE の QR コードの送付」を求めるメール（以下「本メール」という）が送信された。

本メールの件名には「SPAM::」の識別タグが付与されていたが、前日（6 月 1 日）に入社したばかりであった総務部部長は、これを外部アドレス起因の表示であると自己判断したうえ、直前の会議での立川会長の「関係者で密に連絡をとって業務を進める」旨の発言を踏まえ、立川会長からの正当な業務指示であると誤信し、自己の LINE アカウントの QR コード画面のスクリーンショットを添付して返信した。

なお、JBG 社では、2026 年 1 月頃から役員を騙るなりすましメールを複数受信していたことから、同年 1 月及び 2 月には全社宛てに偽メールに関する注意喚起を行ったが、本事案の当時、入社した直後であった総務部部長は、これらの注意喚起の存在を認識していなかった。

2 偽宮崎社長による口座情報確認指示（6 月 3 日午前 8 時 43 分頃～8 時 49 分頃）

総務部部長は、JBG 社代表取締役である宮崎 明氏（以下「宮崎社長」という）を名乗る LINE アカウント（以下「偽宮崎社長」という）により、突如 LINE グループに追加され（以下「本 LINE グループ」という）、その後、JBG 社の振込先口座情報を共有するよう指示を受けた。

3 社内連絡及び管理本部長の本 LINE グループへの追加（6 月 3 日午前 8 時 58 分～9 時 36 分頃）

総務部部長は総務部課長に偽宮崎社長の指示内容について相談したところ、口座情報は管理本部長しか分からないため管理本部長へ確認するようにとの回答を受けたことから、管理本部長へ架電して JBG 社の振込先口座情報を確認し、偽宮崎社長に伝えた。その後、偽宮崎社長の指示に従い、管理本部長を本 LINE グループに追加した。

4 偽宮崎社長から管理本部長への本送金指示と実行（6 月 3 日午前 9 時 45 分～9 時 59 分）

偽宮崎社長から管理本部長に対し、株式会社 X 名義²の銀行口座（GMO あおぞらネット銀行）に 4,500 万円を至急送金するように、本 LINE グループ上で本送金指示がなされた。管理本部長は、偽宮崎社長に対し、本送金指示は何の案件かと確認したが、偽宮崎社長か

² 本報告書において匿名化したものである。

らは「前払金である」「詳細は後ほど案内する」という趣旨の返答を受けた。

管理本部長は、指示内容に関する説明が不十分と感じたものの、過去に LINE での業務上の連絡を受ける案件もあったこと、スピーディーな対応を求められることもあったこと、過去の案件において、正式な請求書がないまま先行送金し後から稟議を紐付ける運用があったこと、宮崎社長の指示に対して異論を差し挟みにくいとの認識を持っていたこと等から、本送金指示に従い、経理規程所定の支払手続を経ないまま、「社長案件」との取引名にて、インターネットバンキングを用い、自らを「送金登録者」と「最終承認者」として登録し、4,500 万円の送金を実行した。

5 被害の発覚と緊急対応（6 月 3 日午前 10 時 10 分以降）

総務部課長が総務部部长に対し、なぜ宮崎社長が個人の LINE を知っているのかと確認したところ、総務部部长が、立川会長を名乗るメールに対して自分の LINE アカウ​​ントの QR コード画面のスクリーンショットを添付して返信した旨を伝えたことにより、本送金指示はビジネスメール詐欺である可能性が浮上し、総務部課長から、直ちに管理本部長に伝達された。その直後、総務部課長が対面で宮崎社長に確認したところ、宮崎社長から、「4,500 万円を振り込むといった指示を LINE で送っておらず、LINE で振込指示をしたことはこれまで一度もない」との回答があり、本送金指示が虚偽であることが判明した。

6 被害発覚後の対応

管理本部長は、総務部課長からの連絡を受けた直後、インターネットバンキングにて送金取消処理を試みたものの取り消すことができなかったため、りそな銀行に組戻しを依頼した。また、本 LINE グループ上では、偽宮崎社長から、追加で株式会社 Y 名義³の銀行口座に対する 1 億円の送金指示が届いていたものの、本送金指示が虚偽であることが判明していたことから、同社に対する送金は回避された。

JBG 社は、同年 6 月 3 日中に臨時取締役会への報告、月島警察署への相談及び送金先口座の凍結手続並びに顧問弁護士への相談を実施し、捜査機関による関係者への事情聴取等を経て、同年 6 月 11 日に本事案に関する適時開示を行った。

第 2 節 送金先情報及び資金の行方

送金先口座名義である株式会社 X と JBG 社グループ各社の間には、過去一切、取引実績が存在しない。流出資金 4,500 万円は、送金先口座の凍結手続が完了する前に、本送金指示を行った者によって二次口座や海外口座等へ送金、分散等された可能性が高く、現在も捜査機関による捜査が行われている。

JBG 社が顧問弁護士を通じて実施した弁護士法第 23 条の 2 照会の結果、GMO あおぞらネット銀行から、株式会社 X 名義の口座は、同社が保有する口座である旨の回答が得られたが、LINE ヤフー株式会社からは、偽宮崎社長の LINE アカウ​​ントの利用者に関する情報の開示は得られなかった。

JBG 社は、宮崎社長を騙った LINE アカウ​​ントの利用者情報の開示に向けた再照会及び株式会社 X に対する振込金の返還請求その他の責任追及を含む法的措置を検討している。

³ 本報告書において匿名化したものである。

第3節 社内関係者の不正関与の有無及び情報漏洩等の検証結果

デジタルフォレンジック専門会社の報告書、電子メール及び LINE のメッセージ履歴、送金記録及び JBG 社従業員へのヒアリング内容を総合的に精査した結果、JBG 社役職員及び本送金指示に対応した従業員が、外部の詐欺グループと共謀していた、あるいは背任や横領の不正に関与していたことを疑わせる証拠は認められず、本事案は外部からのソーシャルエンジニアリング型詐欺（ビジネスメール詐欺）被害であると判断した。

また、本送金指示に対応した従業員の LINE アカウント情報を除き、JBG 社の社内ストレージ、顧客情報、人事情報、会計ソフト等の重要ファイルが外部へアップロードされ、又は持ち出された形跡は確認されず、JBG 社の被害は、4,500 万円の送金に限定されていると判断した。

第3 JBG 社の管理体制に関する事実及び原因分析

当委員会は、本事案が生じた直接的及び間接的な原因を以下のとおり分析した。

第1節 本送金指示への対応に関する問題

JBG 社は、経理規程、稟議規程等において、金銭の支払手続を定めており、また、通常は、新規取引先との取引に際して企業情報の確認及び登録を行っていた。しかしながら、管理本部長は、社内の正式な連絡手段ではない LINE による本送金指示に対して、詳細の確認、経理規程所定の支払手続並びに新規取引先の企業情報等の事前確認及び登録を行わないまま、送金を実行した。

また、総務部部長は、本メールの送信者の真正性を確認することなく、本メールの送信者に対して自らの LINE 情報を伝え、偽宮崎社長を管理本部長に接続させた。

第2節 業務フローに係る内部統制上の問題

JBG 社では、平常時には経理規程その他の社内規程に従った支払手続が履践されていたものの、急ぎの案件においては、社内規程所定の手続が履践されないまま送金が行われた実態がうかがわれる。また、JBG 社では、インターネットバンキングの運用上、「送金登録者」と「最終承認者」の ID／権限の分離がなされておらず、単独の者の操作で送金を完結できる状態となっていたうえ、正規の連絡ツール以外の連絡が従業員同士だけでなく、従業員と特定の役職員との間でも常態化していた。

上記のような実態に加え、スピードを重視する企業風土も相まって、取引実績のない相手方（株式会社 X）、通常と異なる連絡経路（LINE）、4,500 万円という高額の振込要請という、不正を疑うべき事情が複数存在していたにもかかわらず、本来あるべき手続を履践しなかったことにより、不正を感知できなかった。

第3節 組織的・環境的要因

管理本部長においては、「宮崎社長による急ぎの業務指示に対してストップをかけられない」という心理があったこと、及び、十分な社内確認の時間がないまま業務指示から実行まで非常に早いスピードでの対応が必要な案件も過去にあったことが確認されている。

また、本送金指示及び送金の実行日は、台風の影響により在宅勤務及び分散勤務（東京本社と大阪支社）を行っており、対面で手短に相談できる環境が整っていなかったことも、本事案の原因の一つと考えられる。

さらには、管理本部長への業務と権限が過度に集中する体制であったうえ、入社直後であった総務部部長に対して、新規入社者に対する教育及び引継ぎが十分に行われていなかった。

第4 役員会等の状況についての評価

第1節 経営陣（取締役）の資金管理体制への関与状況

経理規程等の制度設計を行っていたものの、インターネットバンキング運用の実態（「送金登録者」と「最終承認者」のID／権限の未分離及びこれにより他者の確認なく送金を実行できる状況となっていたこと）までは深く把握・関与しておらず、現場の運用任せにしていたことがうかがわれる。

第2節 取締役会及び監査役会におけるリスク認識状況

取締役会は、経理規程等の制度設計を行っていたものの、ビジネスメール詐欺等のリスクに対する認識が不十分であり、セキュリティ対策やITガバナンスの優先順位が低く設定されていた。また、急ぎの案件における社内規程を逸脱した支払処理に対する、取締役会・監査役会のリスク認識及びモニタリング機能は十分であったとはいえない。

第5 再発防止策の提言

第1節 再発防止の基本方針

「人はミスを犯す」という原則に立ち、個人の属性やリテラシーに依存しない技術的な仕組みづくり、ダブルチェックの手続化、その遵守等による内部統制の再構築を図る。

第2節 実施済みの措置

JBG 社が、本事案発覚後、応急の危機管理対応として実施した以下の措置は、初期対応として迅速かつ効果的であったといえる。

- ・ 子会社含む全社に対する注意喚起。
- ・ インターネットバンキングによる振込送金を行う際の「送金登録者」及び「最終承認者」のID分離の徹底。
- ・ インターネットバンキングによる振込送金を行う場合に、担当部長の決裁及び経理部長の確認を義務付けるルールの新設（経理規程）。
- ・ 振込データの作成者と承認者は同一であってはならない旨のルールの新設（同規程）。
- ・ 一度に1,000万円を超える送金については、原則として取締役会の承認を義務付けるルールの新設（同規程）。

第3節 今後講ずべき再発防止策

1 資金移動の統制の実効性確保

- ・ 振込データ作成者と承認者の分離を、インターネットバンキングのシステム権限設定により技術的に担保し、送金登録者を特定の担当者限定して規程上明確化すること。また、単独の者が送金の登録、承認及び実行を完結できない仕組みとすること。
- ・ 支払証憑（請求書等）及び稟議・決裁と送金データの紐付けを必須とし、証憑・決裁のない送金（前払金、仮払等の名目によるものを含む）を原則として行えないようにする

こと。

- ・ やむを得ず先行送金を要する場合の例外手続（事前の役員決裁と、事後の証憑・稟議の紐付け期限等）を明文化すること。
- ・ 新規取引先に関する登録、その際の確認事項等に関する規程の遵守を徹底すること。

2 正規ツール以外の送金指示の遮断

- ・ 振込、口座変更その他送金に関連する指示は、正規の手段、ツール等以外のもの（LINE、口頭等を含む）を全面的に禁止すること。
- ・ 振込、口座変更その他送金に関連する指示が正規の手段、ツール等以外のものでなされた場合は、指示者本人に対し、正規の手段、ツール等で改めて連絡することを促すこと。

3 情報セキュリティルールの徹底及びシステムの対策

- ・ 外部から受信した不審なメールに対して「SPAM::」等の自動警告ヘッダーを表示させる現状の対策に加え、送信ドメイン認証を導入すること。
- ・ 私用端末（BYOD）の業務利用及び正規ツール以外の SNS 利用に関する社内ルールを整備し、周知徹底すること。

4 コンプライアンス意識の改善及び教育

- ・ 中途採用者や新規役職員に対し、着任初日に、正規の連絡ツール、セキュリティポリシー、決裁・送金フロー及び過去のインシデント事例に関する研修を実施すること。
- ・ 全社注意喚起について、理解の確認を徹底し、定期的に再周知すること。年数回の不審メール、フィッシング等の訓練を実施し、組織全体のリスク感度を高めること。

5 緊急時・非常時の連絡・決裁体制の整備

- ・ 災害時、在宅勤務時等、対面での確認が困難な状況下においても、送金等の重要な指示について正規経路での確認及び承認が確実に機能するよう、緊急時の連絡及び決裁フローを整備すること。

6 管理体制・モニタリング機能及び監査機能の強化

- ・ 内部監査部門による送金プロセスの抜き打ち監査、及び監査役会による IT・資金管理内部統制の定期モニタリング体制を強化すること。

第6 結語

本事案は、現状、本送金指示への JBG 社役職員による不正な関与までは認定されなかったものの、内部統制の一部形骸化やセキュリティ意識の鈍麻が被害発生の一因となったことは否定できない。JBG 社役職員におかれては、本報告書の提言を真摯に受け止め、ガバナンス体制の改善とステークホルダーからの信頼回復に向け、全社を挙げて取り組まれることを強く期待する。

以 上